

「子ども」「の」「権利」とは何か

—子どもの位置づけ・処遇に関する覚書（子ども論・権利を中心として）—

北海道教育大学函館校 大江 洋

はじめに：子ども条例のこれまでの具体的な議論（いろいろな子ども観・論→それと連動した子どもとのコミュニケーションのあり方・処遇論・教育論・しつけ論）に示唆を受けつつ、それと自分の研究（法哲学/子どもの権利概念研究）に関わる部分をほんの少しお話ししたい

〈1 二つの子ども観〉

①永山則夫事件から二つの子ども観を考える

堀川 恵子著 『永山則夫—封印された鑑定記録』（2013年 岩波書店）から
・永山の精神鑑定を行った医師が「秘蔵」していた膨大な録音テープから見えてきたものとは？

永山則夫



永山事件をめぐるのは、社会に広く存在する「二つの子ども観」が見え隠れする
↓ ↓ ↓

A 純真無垢（イノセント）な存在としての子ども：

- ・ 貧困（の連鎖）の被害者としての永山（これまでも言及されてきた）
- ・ DV被害者としての永山（堀川氏の著作で表に出てきた論点）

B 不可解にして邪悪な存在としての子ども：

- ・ 邪悪な連続殺人犯罪者としての永山（当然、犯した過ちの責任は自ら取るべきであるだという考え方）

永山 則夫（1949—1997）
1968年19歳時に4件の連続射殺事件（含函館）を起こし、死刑判決を受ける。1997年死刑執行（同年には神戸連続児童殺傷事件が起こった）。獄中では作家活動も行った。

AB二つの子ども観は社会的に広く受容されてきた子ども観でもある

②子ども処遇において伝統的に想定されてきた二つの軸 「保護 対 自律（自立）」（後述の供給要素は一旦脇に置いて考えてみる）

A 保護主義

- ・ 純真無垢で弱い（無能な）存在としての子ども（本質（主義）論として）
- ・ 社会性を持った人間としての不可避的な「作られる自己」（自己像）
- ・ 子どもは保護すべきでありまた、社会化させる（しつける）べき（処遇原則）

☆保護主義の長短所（危害保護—社会化—教化「洗脳」）

●少年犯罪における自己責任論・厳罰化論
神戸連続児童殺傷事件 97年
光市母子殺人事件 99年

B 自律（自己決定）主義

- ・自由でたくましい（有能な場合によっては「悪魔的」な）存在としての子ども（本質（主義）論として）
 - ・責任主体としての「自ら作り変える自己」（自己像）
 - ・子どもは可能な限り自律すべきであり、その援助を（に限って）おとなはすべき（処遇原則）
 - ・顧客主義との関わりも指摘しうる
- ☆自律・責任主義の長短所（自由の保障—自律—エゴ無秩序）

〈2 子どもの権利論（処遇論）の歴史〉

■上記二つの子ども観は処遇（教育・しつけ）の歴史としてどのような歩みとなっていたのか？ とりあえず権利をキーワードに振り返ってみる

①保護から供給、そして自律へ（権利論・処遇論の変遷）

- ・前史としての「子どもの発見」
- ・国際的権利文書の分析から
- ・二項（三項）対立なのか「ごった煮」なのか→その関係を問う必要性

②日本固有の子どもの権利論（学習権・発達権理論）—省略

③昨今の状況（新たな市民権を得つつある子どもの権利観念）

- ・いじめ・体罰問題、（校則問題）、児童（子ども）虐待問題（ハラスメント）、子ども（権利）条例、学校教育の領域をはるかに超越する問題として構成されつつある
- ・同時に権利批判論（クレイマー・エゴイズム問題、甘やかし論、厳罰化論）も

〈3 現代的な子ども論と権利論の現代的出会い（新たな権利論の可能性）〉

- ・海外（英語圏）ではここ十数年、総合的な子ども論・子ども学（childhood studies）が展開してきた
- ・社会科学・人文諸科学で強調され始めてきた社会構成主義（social constructivism）と子ども論・子ども学の関連性
- ・社会構成主義的子ども論の特徴：複雑さ重視 相互性重視 意想外の有能性強調 文脈での有能性（そもそも相互的なものだ） 文脈・相互性の中での発達・相互変容 有能さの質（ギリガン）
- ・イデオロギー的にあまり「濃く」ないが、しかし行為主体性（agency）を強調する人間論・子ども論→その立場は子どもの権利論の自律的志向とも親和的（先鋭的な解放主義とまではいかずとも）

〈4 （それにしても）なぜ「権利」なのか〉

①権利の栄光と悲惨

- ・二重の言説（掛け声倒れコトバ倒れ）化→画餅論、おとな側のエゴの糊塗

②なぜ権利なのか

- ・なぜ、子どもへの愛や、義務感や、慣習・道徳・伝統・宗教等々ではだめなのか？
- ・何か子どもに「良い」ことをしようとする時にどんな理由（動機）から行動するのか？

③「かのように」の権利論

■被告が少年なら量刑は？

	市民	裁判官
重くする	25%	0%
軽くする	25%	91%
どちらでもない	50%	9%

最高裁が05年に市民1千人、裁判官766人を対象に実施した調査から。小数点以下は四捨五入

朝日新聞 2012. 2. 25 記事より